

# 教育委員会制度に関する資料

## 1 教育委員会制度の概要

- ( 1 ) 教育委員会制度の仕組み . . . . . 1
- ( 2 ) 教育委員会制度の意義 . . . . . 2
- ( 3 ) 教育委員会の設置状況 . . . . . 2
- ( 4 ) 教育委員の状況 . . . . . 3
- ( 5 ) 教育長の状況 . . . . . 3

## 2 首長と教育委員会との関係

- ( 1 ) 首長と教育委員会との関係 . . . . . 4
- ( 2 ) 首長と教育委員会との事務分担 . . . . . 5

## 3 市町村教育委員会の現状及び都道府県と市町村の関係

- ( 1 ) 国・都道府県・市町村の役割分担 . . . . . 6
- ( 2 ) 市町村教育委員会の事務局の体制 . . . . . 7
- ( 3 ) 県費負担教職員制度 . . . . . 8

## 4 学校と教育委員会との関係

- ( 1 ) 学校の権限の拡大 . . . . . 9
- ( 2 ) 学校の評価と情報提供 . . . . . 10
- ( 3 ) 学校の組織運営 . . . . . 11

## 5 教育委員会制度の歩みと改革 . . . . . 12

## 6 教育委員会制度を巡る議論の経緯 . . . . . 13

## 7 市町村合併の状況（平成 16 年 1 月 1 日現在） . . . . . 15

## 8 教育委員会制度に関する指摘 . . . . . 16

# 1 教育委員会制度の概要

## (1) 教育委員会制度の仕組み

教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置。

首長から独立した行政委員会としての位置付け。

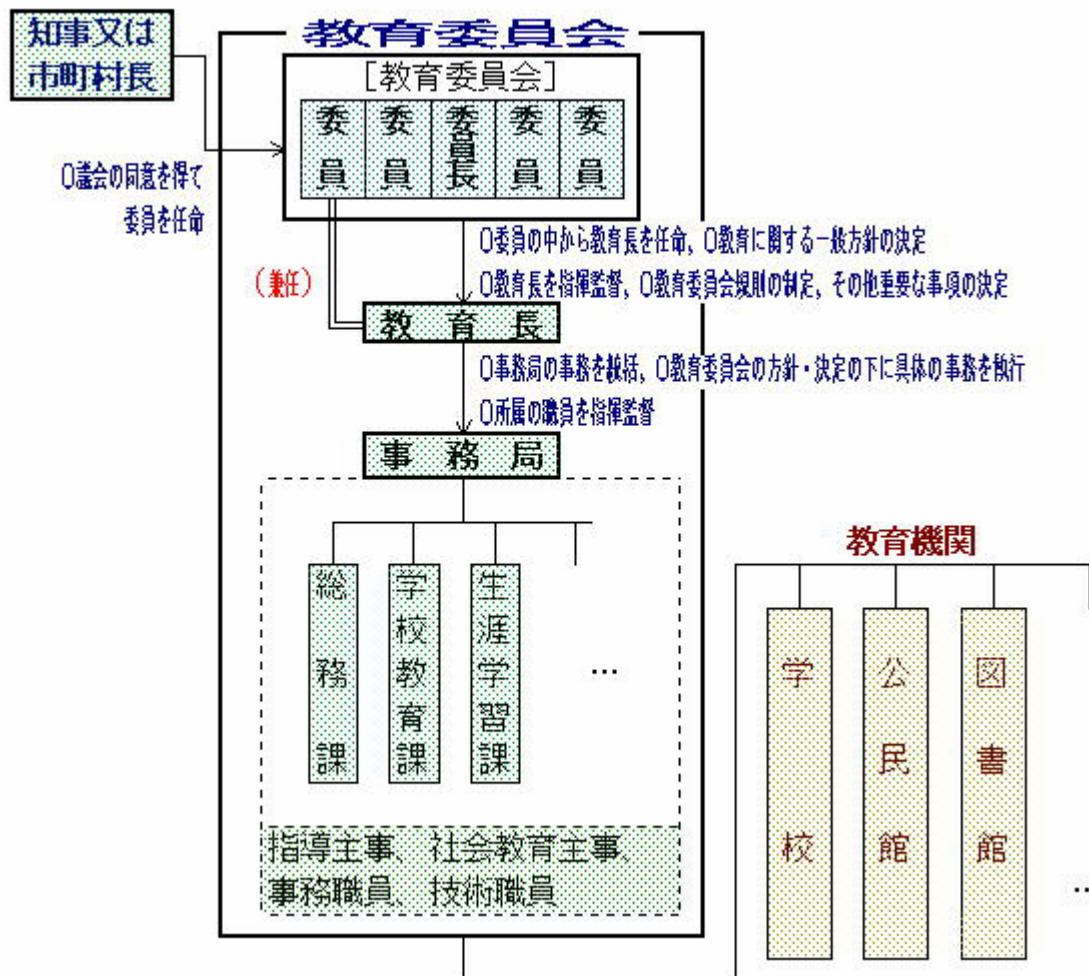
教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。

月1～2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。

教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は4年で、再任可。

教育長は、教育委員のうちから教育委員会が任命。

### 《教育委員会の組織のイメージ》



## (2) 教育委員会制度の意義

### 教育行政における中立性、安定性、継続性の確保

地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関が教育行政の執行に当たることにより、個人的な価値判断や特定の党派的、宗派的影響力から中立性、安定性、継続性の確保を図る。

### 地域住民の多様な意向の反映

様々な分野の知識や経験をもつ委員が、合議により意思決定を行うことにより、地域住民の多様な意向を反映させながら地域に根差した教育行政を行う。

### 生涯学習など教育行政の一体的な推進

生涯学習の推進をはじめ、教育、文化、スポーツの振興など幅広い分野にわたる教育行政を一体的に推進していくことにより、地域の人材育成を効果的に実施する。

## (3) 教育委員会の設置状況

(平成13年5月1日現在)

	都道府県	市町村等	市	特別区	町	村
教育委員会数 (構成比)	47 -	3406 (100.0%)	670 (19.7%)	23 (0.7%)	1,965 (57.7%)	561 (16.5%)
			全部教育事務組合	共同設置	一部事務組合	広域連合
			1 (0.0%)	7 (0.2%)	177 (5.2%)	2 (0.1%)

(出典：地方教育行政調査)

#### ( 4 ) 教育委員の状況

(平成13年5月1日現在、報酬は平成13年4月1日現在)

		都道府県	市町村
総 数		234人	13,381人
平均在職年数		3.6年	5.3年
平均年齢		63.1歳	62.0歳
女性の割合		28.6%	21.2%
職 種	医師、教員等	36.8%	19.0%
	会社役員等	43.6%	19.0%
	農林漁業等	2.1%	17.7%
	商店経営等	0.4%	6.3%
	その他	0.4%	4%
	無 職	16.7%	34.0%
教職経験者の割合		24.8%	33.1%
保護者の割合		10.3%	12.1%
平均 報酬 (月額)	委員長	252,906円	(市) 82,817円 (町村) 35,384円
	委員	217,979円	(市) 67,491円 (町村) 30,266円

(出典：地方教育行政調査、地方公務員給与の実態)

(注：教育長たる教育委員は除く)

(注：平均報酬の市には指定都市は含まない)

#### ( 5 ) 教育長の状況

(平成13年5月1日現在、報酬は平成13年4月1日現在)

		都道府県	市町村
総 数		47人	3,197人
平均在職年数		1.6年	3.7年
平均年齢		58.1歳	63.2歳
女性の割合		0.0%	1.5%
行政経験者の割合		66.0%	32.6%
教育行政経験者の割合		70.2%	72.2%
教職経験者の割合		34.0%	66.7%
平均報酬(月額)		814,047円	(市) 675,267円 (町村) 561,255円

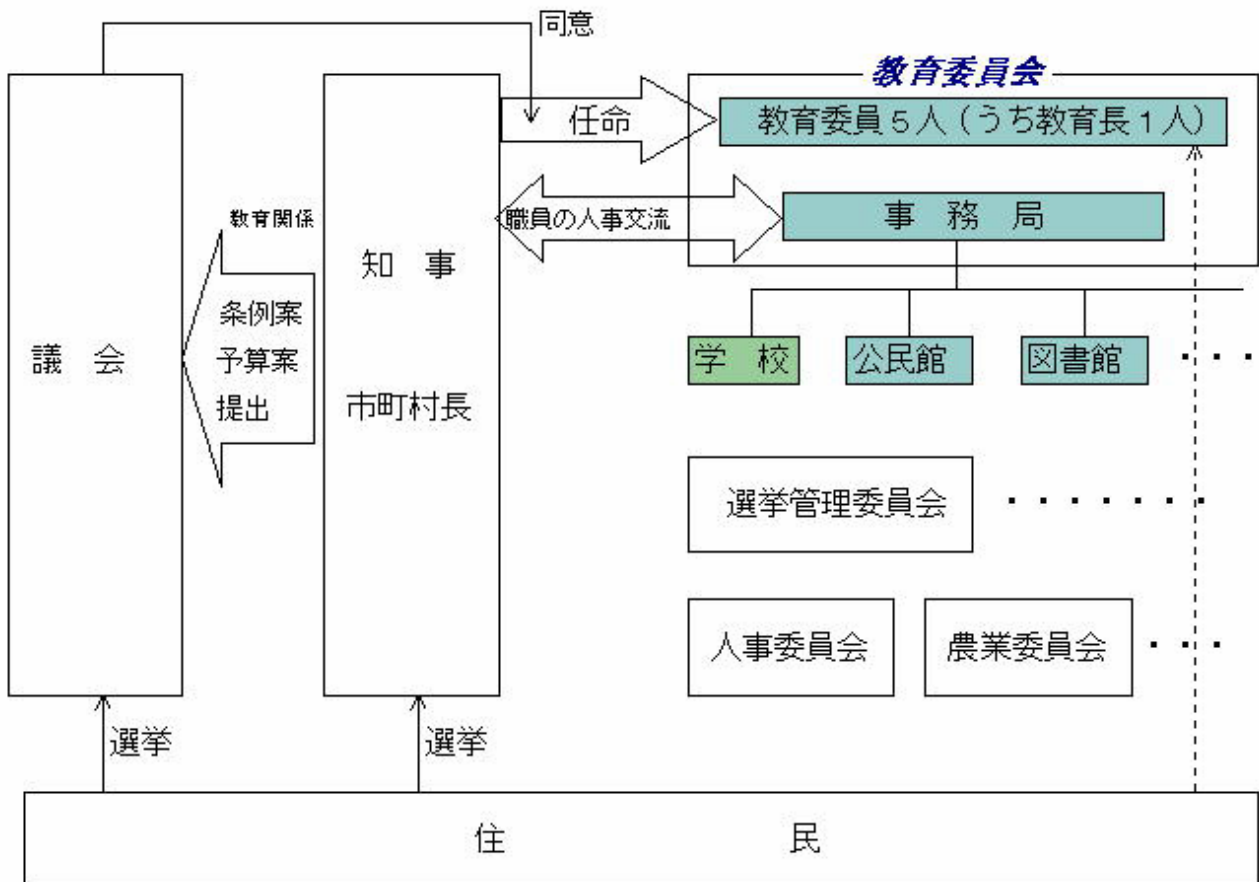
(出典：地方教育行政調査、地方公務員給与の実態)

(注：平均報酬の市には指定都市は含まない)

## 2 首長と教育委員会との関係

### (1) 首長と教育委員会との関係

知事・市町村長の権限  
教育委員の任命権  
教育関係の条例・予算の議案提出権



## (2) 首長と教育委員会との事務分担

	所 管 事 務
教育委員会	<p>学校教育に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立学校の設置、管理</li> <li>・ 教職員の人事・研修</li> <li>・ 児童生徒の入学、退学</li> <li>・ 学校の組織編制、教育課程、生徒指導</li> <li>・ 教科書採択</li> <li>・ 校舎等の施設・設備の整備</li> </ul> <p>社会教育に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講座、集会の開設等社会教育事業の実施</li> <li>・ 公民館、図書館、博物館等の設置、管理</li> </ul> <p>文化に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財の保存、活用</li> <li>・ 文化事業の実施</li> <li>・ 文化施設の設置、管理</li> </ul> <p>スポーツに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ事業の実施</li> <li>・ スポーツ施設の設置、管理</li> </ul>
知事 市町村長	<p>大学に関すること</p> <p>私立学校に関すること</p> <p>教育財産の取得・処分</p> <p>契約の締結</p> <p>予算の執行</p>

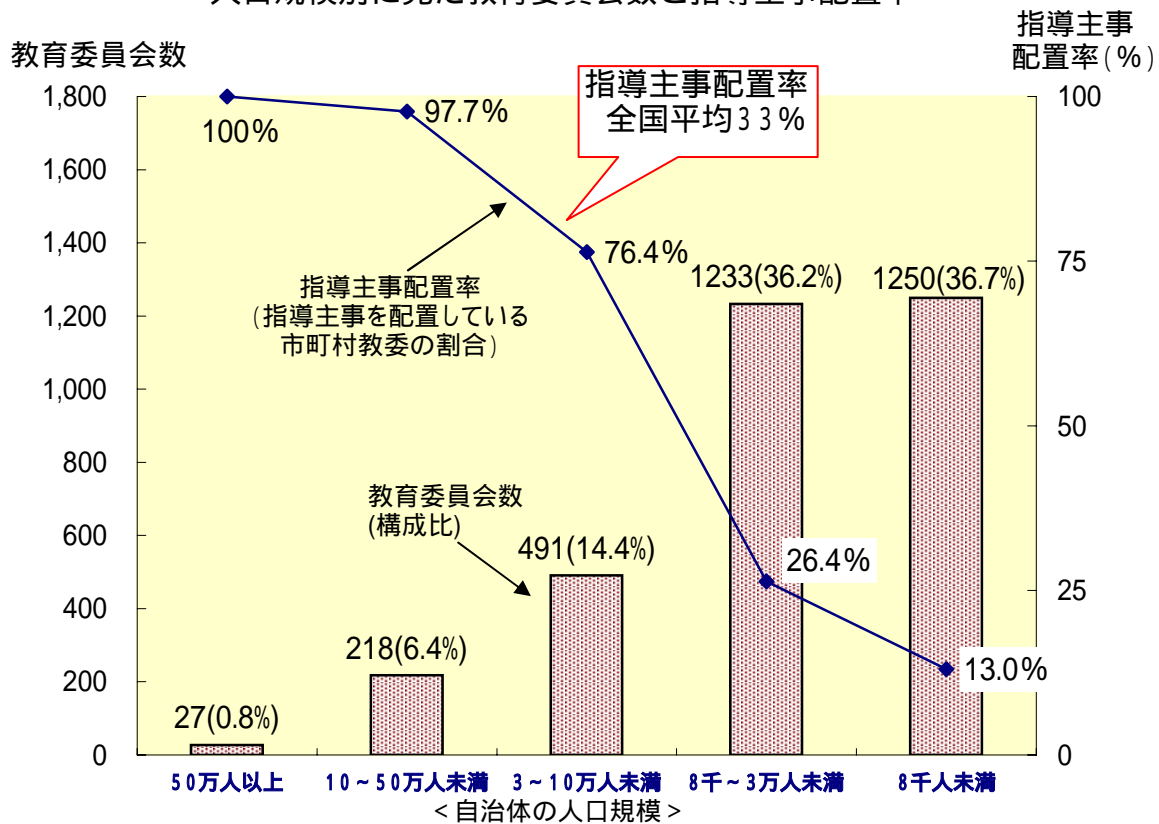
### 3 市町村教育委員会の現状及び都道府県と市町村の関係

#### (1) 国・都道府県・市町村の役割分担

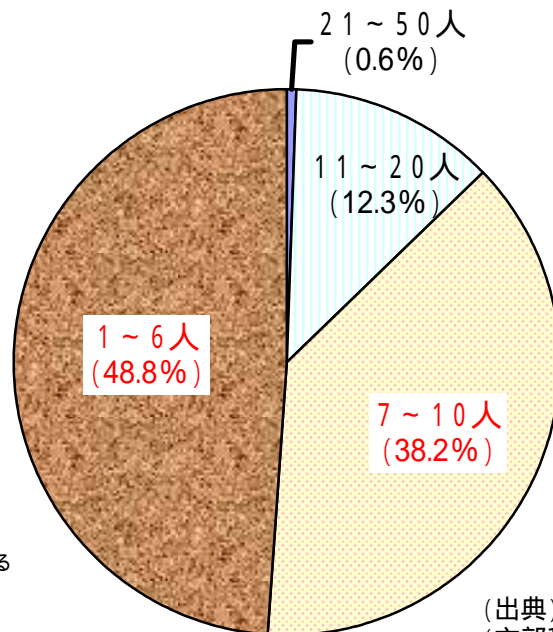
	主な役割
国	<p><b>基本的な教育制度の枠組みの制定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校教育法」による学校教育制度の制定</li> <li>・「地教行法」による地方教育行政制度の制定</li> <li>・「生涯学習振興法」による生涯学習推進体制の整備</li> </ul> <p><b>全国的な基準の設定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中・高等学校や幼稚園などの設置基準の設定</li> <li>・学習指導要領等の教育課程の基準の設定</li> <li>・教科書検定の実施</li> <li>・教員免許の基準の設定</li> <li>・学級編制と教職員定数の標準の設定</li> <li>・公民館等の設置・運営の基準の設定</li> </ul> <p><b>教育条件整備のための支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立小・中学校等の教職員の給与費や学校施設の建設等に要する経費の国庫負担</li> <li>・教科書の無償給与</li> </ul> <p><b>教育事業の適正な実施のための支援措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育内容や学校運営に関する指導・助言・援助</li> <li>・教職員の研修の実施・支援</li> </ul>
都道府県	<p><b>広域的な処理を必要とする教育事業の実施及び施設等機関の設置・運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村立小・中学校等の教職員の任命</li> <li>・都道府県立高等学校等の設置管理</li> <li>・都道府県立図書館、博物館等の設置管理</li> </ul> <p><b>市町村における教育条件整備に対する支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村立小・中学校等の教職員の給与費の負担</li> </ul> <p><b>市町村における教育事業の適正な実施のための支援措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育内容や学校運営に関する指導・助言・援助</li> </ul>
市町村	<p><b>施設等機関の設置・運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、図書館、博物館、公民館、体育館等の設置管理</li> </ul> <p><b>教育事業の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育に関する各種の学級・講座の開催、文化・スポーツ事業の実施</li> </ul>

## (2) 市町村教育委員会の事務局の体制

人口規模別に見た教育委員会数と指導主事配置率



職員数別の教育委員会の割合  
(人口8千人未満の自治体の場合)



(注) 職員数  
教育長を除く事務局に勤務する  
本務職員(指導主事、事務職員  
等)の合計数

(出典) 教育行政調査  
(文部科学省 平成13年5月現在)

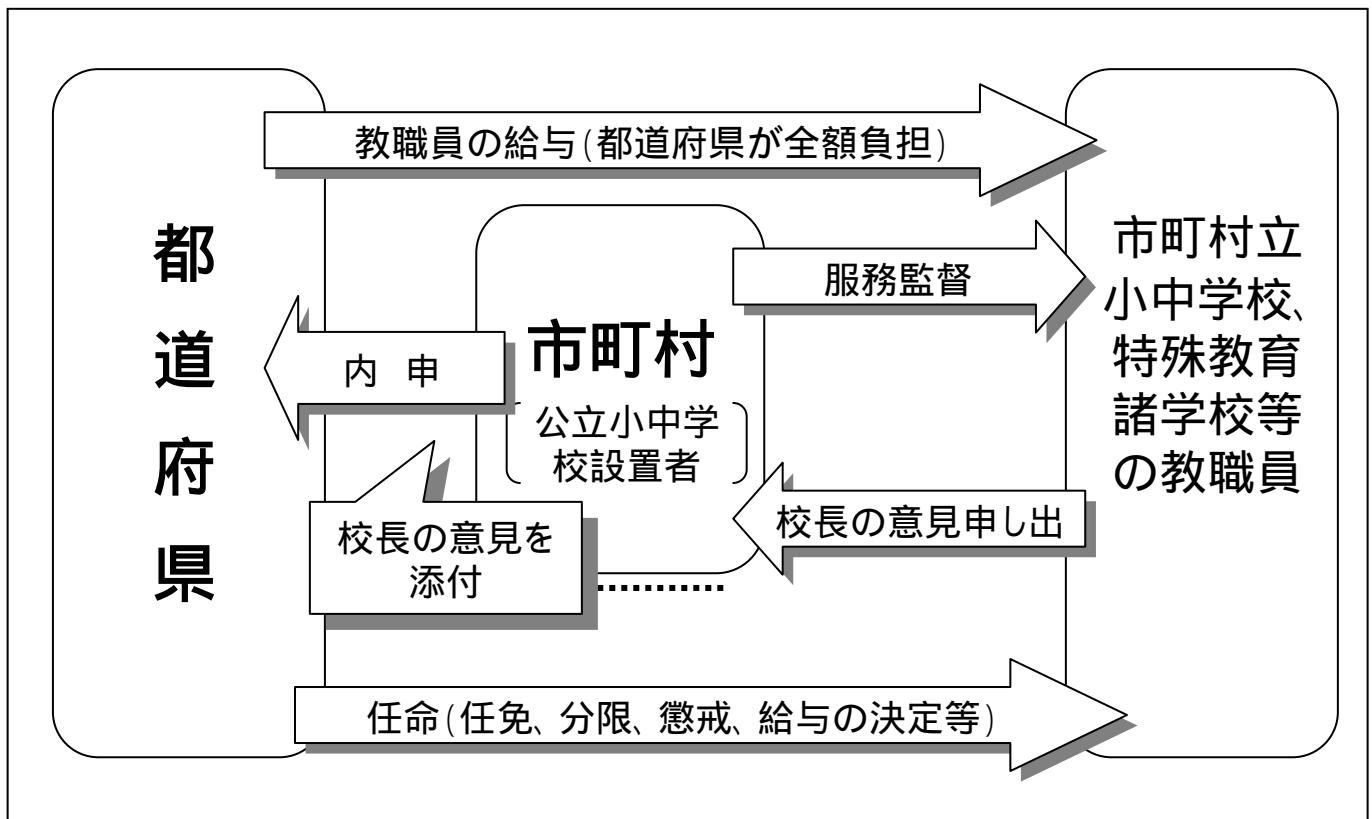


### (3) 県費負担教職員制度

#### 趣旨・目的

市町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、その給与については、義務的経費であり、かつ、多額であるため、例外的に、市町村より広く財政力が安定している都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。

都道府県が人事を行うこととし、任命権と給与負担の調整を図ることとあわせて、身分は市町村の職員として地域との関係を保たせながら、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。



#### 市町村の内申

都道府県は市町村の内申をまって人事を行うこととされている。

- ・これにより、都道府県が市町村の内申なく人事を行うことは原則としてできない。
- ・また、都道府県は市町村の内申を尊重する必要がある。

#### 校長の意見

校長の意見の申し出があった場合、市町村の内申にその意見を添付することとされており、これにより、校長の意見の反映が図られている。

\* 政令指定都市は、給与は負担していないが、教職員の任命権が都道府県から移管されている。

## 4 学校と教育委員会との関係

### (1) 学校の権限の拡大

#### 学校の権限

教育課程(カリキュラム)の編成  
指導要録の作成  
入学、退学の許可、課程修了、卒業の認定  
教職員の人事に関する意見具申  
非常勤講師の人選  
教職員のサービス管理  
学校施設の管理

### さらに学校の裁量権を拡大

#### 教育委員会の関与縮減

学校管理規則を見直し、教育委員会の許可・承認等を縮減。

【各教育委員会の判断により、次の各事項に関する承認を不要とした】

- ・教育課程の編成
- ・長期休業期間の設定
- ・2学期制の導入

#### 学校予算の裁量拡大

校長裁量経費など学校の判断で執行できる予算を措置

【校長裁量経費の例：横浜市】

小学校300万円、中学校400万円  
高等学校500万円等

を配当し学校の判断で執行

#### 教育課程の基準の大綱化・弾力化

学校が創意工夫を凝らした教育課程を編成できるよう、新しい学習指導要領では基準を大綱化・弾力化。  
(平成14年度～)

【具体例】

- ・総合的な学習の時間
- ・選択学習の拡大

#### 教職員人事に校長の意見を反映

市町村教育委員会が都道府県教育委員会に内申を行う場合、校長からの意見の申出があったときには、その意見を添付するものとするよう、法律を改正。(平成14年1月～)

【教育委員会の取組例】

校長の教育ビジョンを示し教員を公募する仕組みを導入(大阪府など)

## (2) 学校の評価と情報提供

小・中・高等学校等において、自己評価と情報提供を推進するため、小学校設置基準等の省令に、学校は自己評価及びその結果の公表に努めること、積極的な情報提供を行うことを規定した。（平成14年3月29日公布、平成14年4月1日施行）

### 小学校設置基準（抄）

（自己評価等）

第二条 小学校は、その教育水準の向上を図り、当該小学校の目的を実現するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

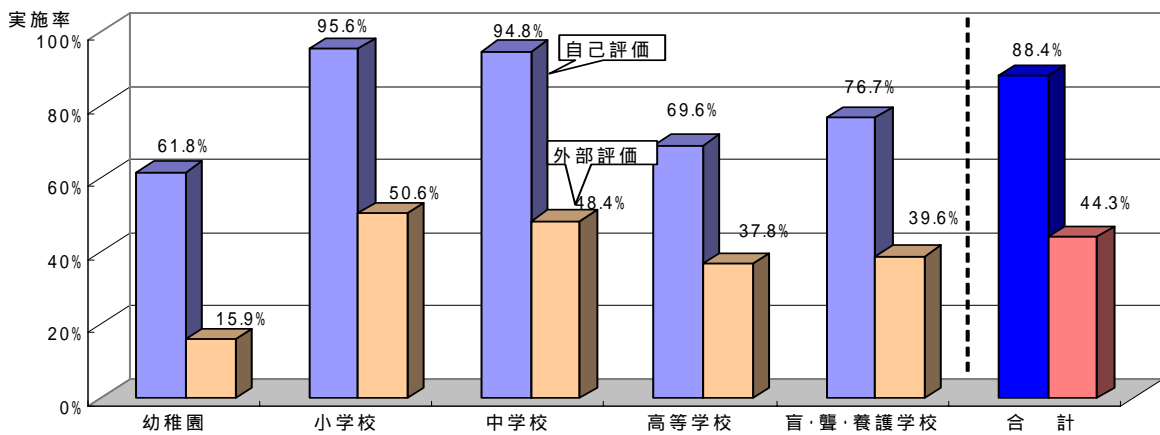
2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

（情報の積極的な提供）

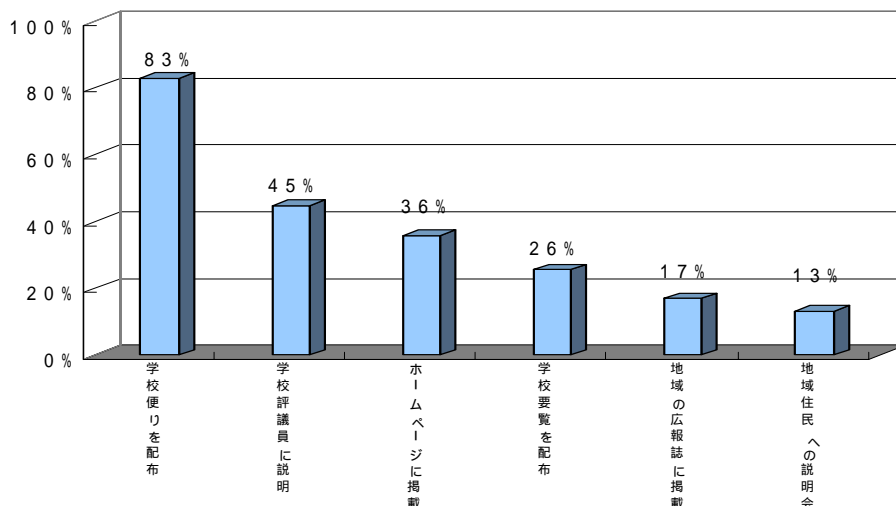
第三条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

\* 同様の規定を、中学校設置基準、高等学校設置基準等において整備。

学校評価の実施状況（平成14年度間）

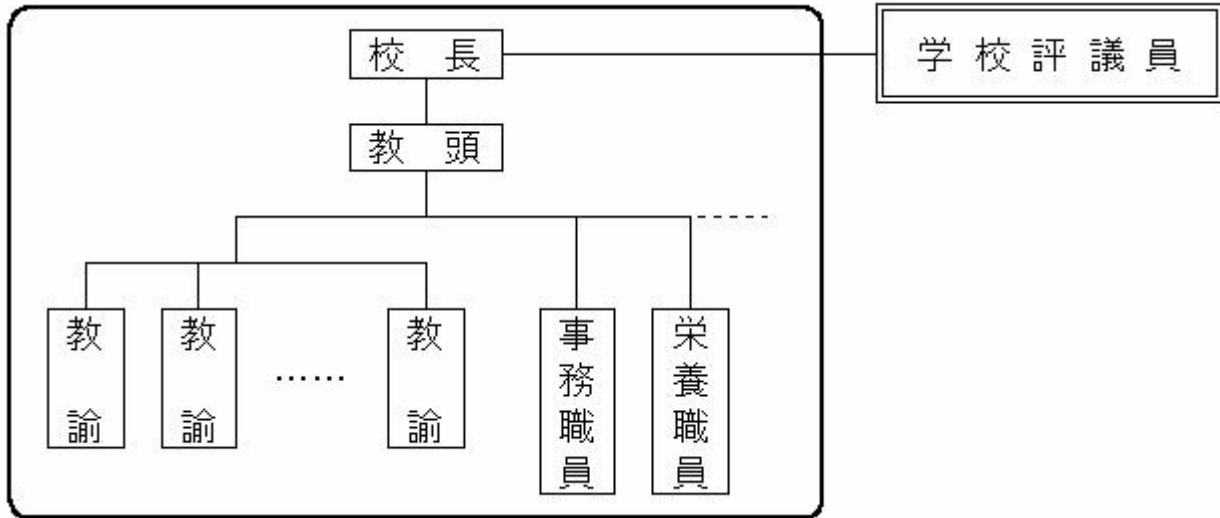


情報提供の実施方法（平成14年度間 複数回答）



### (3) 学校の組織運営

#### 1. 学校組織のイメージ



#### 2. 学校の組織運営の改善

##### (1) 校長等の資格要件の緩和

平成 10 年の中教審答申を踏まえ、平成 12 年に学校教育法施行規則(省令)を改正し、校長、教頭の資格要件を緩和

校長、教頭について、教員免許状がなくても、教育に関する職の経験が 10 年以上あれば登用できることとした

さらに校長については、教員免許状も教育に関する職の経験もなくても、学校運営上特に必要な場合には登用できることとした

平成 15 年 4 月までに全国で 5 8 人のいわゆる「民間人校長」を登用

##### (2) 職員会議

平成 10 年の中教審答申を踏まえ、平成 12 年に学校教育法施行規則(省令)を改正し、位置づけを明確化

設置者の定めるところ(教育委員会規則)により、校長の職務の円滑な執行に資するため置くことができる(いわゆる「補助機関」であることを明確化)

職員会議は校長が主宰する

##### (3) 主任制

昭和 50 年に学校教育法施行規則(省令)を改正し制度化

校務分掌の一つとして校長等の職務命令により命課されるもので、その職務は、担当校務についての連絡調整・指導助言

昭和 52 年度から業務連絡指導手当(主任手当)を支給 [ 日額 200 円 ]

## 5 教育委員会制度の歩みと改革

### 教育委員会制度創設(昭和23年)

#### 教育の地方分権

#### 教育行政への民意の反映

・全ての市町村に教育委員会を設置(昭和27年)

### 教育委員公選制等見直し(昭和31年)

#### 教育委員の公選制廃止(任命制の導入)

教育委員会に党派的对立が持ち込まれる弊害を解消

#### 教育長の任命承認制度の導入

教育長の任命にあたって、国や都道府県教委が承認

#### 教育委員会による予算案・条例案の議会提案権の廃止

一般行政との調和

### 教育における「団体自治」を強化(平成11年法改正)

#### 教育長の任命承認制度の廃止

地方の責任による教育長の任命

#### 指導等に関する規定の見直し

#### 市町村立学校に関する都道府県の基準設定権の廃止

地方の主体性の尊重

### 教育における「住民自治」を強化(平成13年法改正)

#### 教育委員の構成の多様化

(委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮すること、保護者が含まれるよう努めることを規定。)

地域の多様な意向の反映

#### 教育委員会会議の原則公開

教育行政の説明責任を果たす

#### 教育行政に関する相談窓口の明示

地域の意見に的確に対応

地方公共団体の責任の拡大(地方分権)

地域の意向を反映した主体的な教育行政の推進

## 6 教育委員会制度を巡る議論の経緯

### S 6 1 臨時教育審議会（第2次～第4次答申）

教育委員会が一部非活性化している状況を改善するため、教育委員の人選・研修、教育長の任期制・専任制（市町村）の導入、苦情処理の責任体制の確立、適格性を欠く教員への対応、小規模市町村の事務処理体制の広域化、知事部局等との連携について提言。

### S 6 2 教育委員会の活性化に関する調査研究協力者会議（報告）

臨時教育審議会答申の趣旨を踏まえ、そこで提言された教育委員会の活性化を図るための諸方策の具体化について検討。教育委員会制度の役割・機能を整理した上で、教育委員の選任、教育長の選任、教育委員会の運営、事務処理体制の在り方、地域住民の意向等の反映、首長部局等との連携等の項目について具体的方策を提言。

### S 6 2 教育委員会の活性化について（文部省局長通知）

### H 8～ 地方分権推進委員会（第1次～第5次勧告）

国と地方の関係について、機関委任事務を廃止し自治事務と法定受託事務に整理するとともに、必置規制や補助金等の個別事項について見直しを勧告。教育委員会関係では、教育長の任命承認制度の廃止、文部大臣と都道府県教委・市町村教委との関係の見直し等について勧告。

その後、地方分権推進委員会の勧告を受け、地方分権推進計画を閣議決定（平成10年）。

### H 9 21世紀に向けた地方教育行政の在り方に関する調査研究協力者会議

地方教育行政制度の見直しにあたっての論点を整理。論点を、学校と教育委員会の関係、国、都道府県、市町村の関係、地域住民と教育委員会・学校との関係、教育委員会の事務処理体制、地域コミュニティの育成と地域振興、の柱にそって整理。

### H 10 中央教育審議会（答申「今後の地方教育行政の在り方について」）

教育行政における国と地方の役割分担、教育委員会制度の在り方等について広範に議論。教育長の任命承認制度の廃止を提言。また、学校の自主性・自律性の確立のため、校長・教頭の任用資格の見直し、学校裁量の拡大や学校評議員、学校評価について提言。

### 地方分権一括法による地教行法の一部改正（平成12年4月施行）

#### 教育長の任命承認制度の廃止

地方公共団体の人事に国や都道府県が外部から関与することを改める観点から、教育長の任命に文部大臣や都道府県教育委員会の承認を必要とする任命承認制度を廃止。

#### 指導等に関する規定の見直し

地方公共団体の判断を過度に制約することのないよう、地方公共団体に対する指導、助言、援助に関する規定を見直し。

#### 都道府県の基準設定の廃止

市町村の自主性・主体性を尊重する観点から、市町村立学校の管理運営に関する基準を都道府県教育委員会が定めることができる制度を廃止。



親の参加や年齢・性別など教育委員の構成の多様性を担保するとともに、会議の原則公開と情報開示の制度化を提言。

### **地教行法の一部改正（平成14年1月施行）**

#### **教育委員の構成の多様化**

教育委員の任命に当たり、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者が含まれるように努める。

#### **教育委員会会議の原則公開**

教育委員会の会議を原則公開。

#### **教育行政に関する相談体制の整備**

教育行政に関する相談窓口を明示。

## 7 市町村合併の状況

(平成16年1月1日現在)

- 法定協議会を設置している市町村が全市町村の約6割、また、任意協議会設置市町村を含めると全市町村の7割となっている。

	設置数	構成市町村数	全市町村に占める割合
法定協議会	488	1,840	57.9%
任意協議会	119	384	12.1%
計	607	2,224	70.0%

- 平成15年4月1日から平成15年12月1日までの間に、55の市町村が合併して19の市町が成立している。(市町村数は3,176)
- 仮に、法定協議会を設置している市町村が予定通り合併するとして計算した場合、市町村数は1,824(現在の57.4%)、任意協議会も含めた場合は1,559(現在の49.1%)となる。

法定協議会 = 地方自治法および市町村合併特例法の規定に基づき設置される協議会。合併の是非も含めて市町村建設計画の作成など市町村合併に関するあらゆることを協議する。設置には関係市町村の議決が必要である。

任意協議会 = 法定協議会が設置される前に、合併の是非や合併の基本的事項について協議するために設立される任意の協議会。協議終了後、法定協議会へ移行するのが一般的である。

現在の市町村合併特例法の期限は平成17年3月末であり、多くの市町村がこの期限を目標に合併協議を進めている。尚、今通常国会に平成17年4月以降の合併に関する市町村合併推進法が提出されている。



## 8 教育委員会制度に関する指摘

### 経済財政諮問会議

三位一体改革の関連で、教育委員会を機能するようにすべきとの趣旨の指摘。

- ・アメリカの教育委員は教育と直結しているが、日本の教育委員会の多くは教育とかけ離れたところで存在している。教育委員会をきちっとすることが大事。
- ・三位一体の改革により、国から地方へ権限が移譲されるが、義務教育を例にとれば、義務教育制度をより良いものにするということがその目的。三位一体の改革とりわけ義務教育の問題については、教育委員会の問題が外せない。

### 地方分権改革推進会議

事務事業の在り方に関する検討の中間論点整理（平成 13 年 12 月 12 日）の中で、教育委員会制度の重要性及び小規模市町村教委の充実について指摘。

- ・「地方分権の観点からも、より地域に根ざした教育行政を展開していく上で極めて重要な機関であり、地域の実情や創造性を生かしつつ、教育から文化、スポーツまで幅広い分野にわたる教育行政の一体的推進を展開していく上で、今後、教育委員会の重要性は一層高まるものと考えられる。」
- ・「これまでも教育長の任命承認制度の廃止や国の指導の在り方の見直し等によって、教育委員会の自律性を高め、その活性化を推進してきているところであるが、当会議としても、地方における教育行政の強化・充実を図る観点からどのような施策が必要か検討を行っていくべきものと考えられる。」
- ・「今後の課題としては、教育委員会を全ての市町村に置くという原則の結果生じてきている小規模な市町村教育委員会を、どう充実していくかという問題が指摘された。これに対しては、適正規模を国が提示することは困難であるが、市町村の自主性を尊重しつつ市町村相互間の広域的処理を促進していくべきとの認識が示されたところである。」

現在行われている、地方分権時代における地方公共団体の行財政運営の在り方についての検討の中で、教育委員会の在り方について議論。事務局がとりまとめた「論点の中間整理・案」において教育委員会の必置規制・権限の見直しについて言及。

【平成 16 年 1 月 19 日】（抄）

- ・必置規制や採択要件・基準の弾力化、国と地方の役割分担の明確化（地方の実情、住民の意思を反映した制度の選択肢の拡大、運用の弾力化）  
例：教育の中立性を踏まえた、教育委員会の必置規制・権限の見直し、教職員人事権の市町村教育委員会への権限委譲等

## 総合規制改革会議

第3次答申（平成15年12月22日）において、教育委員会の必置規制の廃止等について指摘。

### （1）教育委員会制度の改革

教育委員会制度の改革について、市町村合併の進展など地方行政体制の再編に併せて、教職員人事に関する権限も含め、学校・首長と教育委員会との関係や都道府県教育委員会と市町村教育委員会との関係の在り方などを検討すべきである。

### （2）特区における教育委員会の権限委譲

特区において、利用者の学校選択や適切な学校評価が可能となるという前提で、教育の中立性を担保するため必要に応じて条例による審議会を設置する等の方策を講じた上で教育委員会の必置規制を廃止し、市町村長や学校長が教職員に関する人事権や学校の管理・運営等に関する一定の権限を行使すること等を可能とすべきである。

## 構造改革特区

第3次提案（平成15年6月）及び第4次提案（同11月）において、埼玉県志木市が教育委員会の廃止等について提案。

- ・責任の所在を明確化するとともに、教育長の権限を強化し、山積する教育課題に迅速に対応するため、必置とされている教育委員会について、「置くことができる。」に改正する。

### 【現状の問題点等】

合議制の教育委員会では、教育問題への対応や教育政策に対する責任の所在が不明確であるとともに、迅速な対応ができない。

補完措置として、条例による審議会を設置し、教育の中立性を担保する。

- ・自治体の創意工夫による行政運営を展開するため、教育委員会の職務権限とされている事項について、「長と協議のうえ分担し、それぞれ管理及び執行する」に改正する。

### 【現状の問題点等】

現行の制度では、長部局と密接な事務を効率的に運営することができない。

## 提言・実践首長会

教育行政改革に関する提案（平成15年4月9日）の中で、首長が教育行政を所管すること、教育委員会に換えて首長の諮問機関として「教育審議会」を置くことなどを提案。

- ・「地域住民から直接選ばれ、多分野にわたる市町村行政を総括する首長が、主体性をもって教育行政を所管し自ら責任を果たすことによってこそ、真の意味での教育の地方分権を実現できるものとする。」
- ・「教育委員会に換えて、首長の諮問機関として教育審議会を置くことも考えられる。首長部局内に教育行政専門の視学官や調査官などのスタッフを配置し、その専門的提言や助言を受けながら、教育審議会が首長の教育行政の的確な推進を担保するという方式を提案したい。」
- ・「この審議会方式の組織改革は、いずれは全国的な制度としての定着も望まれるが、当面は市町村の自主性に委ねることとし、従来の教育行政委員会方式によるか、首長による直接教育行政方式にするかは、各都道府県又は市町村において選択できるようにすることが改革の第一歩である。」